

No	質問	回答
1	【公募要領について】 P.6「7（1）審査方法」について ・審査員には外部委員も含まれますでしょうか ・プレゼン時に提出する企画提案書等をモニターに投影することは可能でしょうか。 ・可能な場合、プロジェクターやHDMIケーブル等貸出可能なものはございますでしょうか。 ・参加可能な人数に制限はありますか。	・審査委員は外部委員で構成されます。 ・プレゼンテーション審査では提案いただいた企画提案書等をモニターに投影することはできません。なお、追加資料の提出は認めていませんので、ご注意ください。 ・参加可能人数は、1提案者あたり5名までを予定しています。なお、複数の者による共同企業体の場合も合計で5名までです。
2	【業務委託仕様書について】 P.2「2.（1）観光コンテンツ・商品開発に向けた事業性確認調査の実施」において、目標年次として2028年が示されておりますが、仮に目標年次までに機体開発が間に合わなかった場合の代替手段（ヘリでの旅行商品など）を、あらかじめ考慮しておく必要がありますでしょうか？	本調査事業は、空飛ぶクルマの観光分野におけるビジネス化を目的に実施するものですので、ヘリによる旅行商品などの代替手段を考慮いただく必要はございません。
3	【業務委託仕様書について】 ・P.2「2.（1）観光コンテンツ・商品開発に向けた事業性確認調査の実施」の「②留意事項」の3点目に「ルートや離着陸場等の検討にあたっては、大阪府内を起点とすること。」の記載があります。 ・説明会では「大阪府起点であれば、行き先が府外であっても問題ないものの、検討ルートのうち、少なくとも1ルートは“発着共に大阪府内”のルートが必要」とご説明いただいた認識です。 ・P.2「2.（2）事業可能性に係るモニタリング調査」の「ヘリコプター等を用いたモニターツアー」では、発着共に大阪府内のルートが必須条件になりますでしょうか？	「2.（1）観光コンテンツ・商品開発に向けた事業性確認調査の実施」では、少なくとも1ルートは発着ともに大阪府内のルートを設定いただきます。 また、「2.（2）事業可能性に係るモニタリング調査の実施」は、「2.（1）観光コンテンツ・商品開発に向けた事業性確認調査の実施」で設定したルートについて、疑似体験ができる機会を提供いただきますので、ヘリコプター等を用いたモニターツアーは、発着ともに大阪府内のルートを設定することが必須となります。
4	【業務委託仕様書について】 P2「2.（2）事業可能性に係るモニタリング調査の実施」の実施時期については提案という理解でよろしいでしょうか。想定されている時期がございましたらご教示いただけますでしょうか。	実施時期の想定はありません。 本事業を円滑に遂行いただけるような実施時期をご提案ください。
5	【業務委託仕様書について】 P.2「2.（2）事業可能性に係るモニタリング調査の実施」の「①内容」の「ヘリコプター等を用いたモニターツアー」は、観光関連事業者の担当者を対象とありますが、P.3「②留意事項」には「原則として公募により実施」との記載があります。「原則として公募」の場合は、一般モニターを対象とする認識ですが、認識違いはないでしょうか？	一般モニターに限らず、観光関連事業者の担当者についても公募を行ってください。 ただし、公募での実施が困難な場合は、その理由を提示いただき大阪府と協議をお願いします。
6	【業務委託仕様書について】 P.2「2.（2）事業可能性に係るモニタリング調査の実施」に関連して、モニターツアーの実施においては、ルートとなる離着陸場の候補地を2か所以上設定したうえで、モニターツアーの一部を1地点での遊覧飛行とすることは可能でしょうか。	2か所以上の離着陸場の候補地を結ぶモニターツアーを実施の上で、1地点での遊覧飛行を実施することは可能です。
7	【応募書類について】 様式2 企画提案書について 企画提案書にページ数の制限はございますでしょうか。また、A3版折込可能でしょうか。	企画提案書にページ数の制限はありませんが、提案内容のポイントを簡潔にまとめていただくをお願いします。また、正本及び副本はA3版折込可能ですが、電子媒体のデータはA4で統一してください。
8	【応募書類について】 様式4 事業実績申告書について 記載可能な実績数に上限はございますでしょうか。	上限はありませんが、本企画提案公募業務を企画・運営する能力を有していることを客観的に示す事業実績のみを申告してください。
9	【応募書類について】 捺印が必要となるものは、様式7、様式8のみでしょうか。	「様式7」、「様式8」以外にも「ク 定款又は寄付行為の写し」は原本証明いただく必要がありますので、ご捺印ください。

10	【応募書類について】 「ク 定款又は寄付行為の写し（１部）」、「ケ ①法人登記簿謄本（１部）」、「コ 納税証明書（各１部）」、「サ 財務諸表の写し」について、共同企業体で応募する場合、代表構成員のみの提出でよいでしょうか、構成員もすべて必要でしょうか。	別紙「共同企業体として申請する場合の提出書類一覧表」のとおりご提出ください。
11	【応募書類について】 設立１年未満の法人の場合は納税証明書、財務諸表の提出は不要でよろしいでしょうか。（納税証明書は未納の証明も発行できないことを所轄税務所に確認済です）	法人設立後１期に満たないことから「コ 納税証明書」と「サ 財務諸表の写し」が提出できない場合は、書類を提出することができない旨を記載した申立書（様式自由）をご提出ください。
12	【応募書類について】 「シ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）」、「ス 公正採用選考人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（１部）」は、加点対象とならない場合は提出不要でよろしいでしょうか。	「シ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）」は加点の有無に関わらず提出してください。 「ス 公正採用選考人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（１部）」については、該当がない場合は、提出不要です。 なお、大阪府と契約を締結する事業者については「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、契約締結後に障がい者の雇用状況を報告いただく必要があります。詳しくは、以下HPをご覧ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouho uchirashi.html
13	【契約書について】 採択後の大阪府との契約に関しては、大阪府ホームページ内の電子契約システム、委託業務/調査業務の契約書を使用しますか。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-keiyaku.html	お示しの契約書をひな形に、本事業の内容に応じて受託事業者が大阪府と協議を行ったうえで契約を締結します。
14	【経費について】 調査事業に使用する物品をレンタルで調達する場合、レンタル品が広く流通しているものではなく、レンタル料をレンタル事業者との協議で決定する場合、レンタル費用の算定方法の考え方はありますでしょうか。	レンタルで調達する物品によりますので、契約時に算定方法について府と協議してください。